レセ電通信歯 28003 号
平成 28 年 4 月 13 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等　各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

特別の関係にある施設等へ訪問して歯科診療を行った場合の記録について

特別の関係にある施設等へ訪問して歯科診療を行い、初診料若しくは再診料及び特掲診療料を算定した場合において（以下「初診料等」という。）、著しく歯科治療が困難な者に対して診療を行った場合の加算の取扱いについては、平成28年3月31日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その１）」において、「歯科訪問診療料の注５により算定し、診療報酬明細書の全体の「その他」欄に当該加算の名称、点数及び回数を記載する」と示されたところです。

このことから、初診料等に歯科訪問診療料の注５による加算を算定する場合の記録方法等は、下記のとおりとなりますのでご留意願います。

記

記録方法等

例）特別の関係にある施設等へ訪問して著しく歯科治療が困難な者に対して診療を行い、初診料を算定した場合

●ＣＳＶの記録

初診料

SS, 11, 1, 301000110, , , , , , , , , , , , , , ・・・, , , , , , , , , 234, 1, , , , , , , , , , , , 1, , , , , , , , , , , , , ,